

令和8年3月23日宣告

令和7年（わ）第1257号、第1360号 偽造有印公文書行使被告事件

判 決

主 文

被告人を懲役3年6月に処する。

未決勾留日数中60日をもその刑に算入する。

福岡地方検察庁で保管中の中学校教諭一種免許状の写し1枚（令和7年領第4743号符号1）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

第1

被告人は、当時の株式会社Aとの雇用契約を締結するに際し、自己が有効な中学校教諭免許を取得しているように装うため、令和3年3月11日頃、福岡県糟屋郡（住所省略）の当時の株式会社A B a 営業所において、同社従業員Cに対し、氏名欄に「D」などと印字され、かつ、岐阜県教育委員会印と記した印影が表出された同教育委員会作成名義の偽造の中学校教諭一種免許状の写し1通をあたかも真正に成立したもののよう装って提出して行使した。

第2

被告人は、福岡県b町に令和7年度b町会計年度任用職員として採用されるに当たり、自己が有効な中学校教諭免許を取得しているように装うため、令和7年1月20日頃から同月22日頃までの間に、福岡県糟屋郡（住所省略）のb町役場2階学校教育課において、同課主事Eに対し、氏名欄に「D」などと印字され、かつ、岐阜県教育委員会印と記した印影が表出された同教育委員会作成名義の偽造の中学校教諭一種免許状の写し1通（福岡地方検察庁令和7年領第4743号符号1）をあたかも真正に成立したもののよう装って提出して行使した。

(量刑の理由)

被告人は、有効な教諭免許状を有せず、しかも同種前科により2回も服役したのに、学校が楽しかった、学校で仕事がしたいなどという身勝手な考えから、最終刑を出所してわずか約1年3か月後に、町役場から委託を受けて特別支援教育支援員の募集をしていた会社の従業員に対し、偽造教諭免許状の写しを提出して、判示第1の犯行に及び、更にその約4年後、補助教員を募集していた別の町役場の担当者に対し、同様の偽造教諭免許状の写しを提出して、判示第2の犯行に及んだというのであって、被告人のこの種犯罪に対する常習性は顕著であり、法を守る意識は著しく鈍っているというほかない。被告人が行使した偽造の教諭免許状写しは、採用過程において誰も偽造であることに気付かないほどに精巧であり、これにより現に被告人は小学校の補助教員や中学校の学級サポートとして採用されているから、高度の社会的信用が求められる公文書に対する信用を害した程度は大きい。

以上によれば、被告人の刑事責任には重いものがあり、被告人が当公判廷において事実をいずれも認め、今後は学校教育に関わらない旨述べるなど反省の態度を示していることや、その妹が出廷し今後の監督を誓約していることなどの事情を考慮しても、主文の実刑は免れない。

(求刑：懲役4年6月、主文同旨の没収)

令和8年3月23日

福岡地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 今 泉 裕 登

裁判官 大 島 泰 史

裁判官 高 橋 聡